

令和5年2月27日

各 保育所  
認定こども園  
地域型保育事業 代表者 様  
認可外保育施設

名古屋市子ども青少年局  
保育部 保育運営課長

**保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直し等について（通知）**

見出しの件につきまして、令和5年2月10日付厚生労働省事務連絡「保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直し等について」を受け、保育所等におけるマスクの着用について以下のとおり変更しますので、お知らせします。

記

**1 児童のマスク着用の考え方の変更**

＜令和5年3月12日まで＞

区分	2歳以上	2歳未満
屋外	マスクを外すようにしてください。	マスクを着用する必要はありません。
屋内	マスク着用は一律には求められておりません。	



＜令和5年3月13日以降＞

2歳以上	2歳未満
<u>マスクを着用する必要はありません。</u> ※基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童や保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じてください。	<u>マスクを着用する必要はありません。</u>

## 2 卒園式におけるマスクの取扱い

### (1) 対応

学校の卒業式の取扱いに準じ、以下のとおりの対応となります。

児 童	マスクを着用する必要はありません。
職 員	式典に参加する職員は、マスクを着用する必要はありません。
保護者 来 賓 その他	・ マスク着用を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保してください。 ・ 参加人数の制限は設けません。 ・ 体調不良（発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状がある）時は、出席を控えるよう呼びかけてください。

### (2) 留意事項

- 卒園式の実施に当たっては、換気対策機器の活用による効果的な換気の実施や、参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策を講じること。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する児童に対してはマスクの着脱を強いることのないようにすること。
- 卒園式の実施方法については、保護者に対して、丁寧な説明や情報発信を行うこと。

### 3 令和5年3月13日以降の職員のマスク着用の取扱い等について

職員のマスク着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とします。

ただし、感染対策上または事業上の理由により、利用者（児童を除く）又は職員にマスクの着用を求めることは許容されており、特に重症化リスクが高い者への感染を防ぐため、マスクの着用が推奨されていることを踏まえ、医療的ケアが必要な児童など重症化リスクが高い児童の担当職員等はマスクの着用が求められます。

#### <添付資料>

- ・ 厚生労働省通知「保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直し等について」
- ・ 「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQA（第二十報）」

担当（公立）保育運営係 052-972-2525  
（民間）保育指導係 052-972-3972